

# ○市立芦別病院事業運営委員会等条例（抜粋）

昭和46年 6 月 22 日

条例第19号

改正 昭和50年 8 月 16 日 条例第25号

平成21年 6 月 19 日 条例第14号

平成28年 8 月 4 日 条例第23号

平成31年 2 月 7 日 条例第 2 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 市立芦別病院事業運営委員会（第 2 条—第 7 条）

第 3 章 市立芦別病院のあり方検討委員会（第 8 条—第 11 条）

第 4 章 雑則（第 12 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する市立芦別病院事業運営委員会及び市立芦別病院のあり方検討委員会（以下「運営委員会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 市立芦別病院事業運営委員会

## 第 2 条～第 4 条 省略

（委員長及び副委員長）

第 5 条 運営委員会に、委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長には、委員長が当たる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 運営委員会の庶務は、市立芦別病院事務部において行う。

第 3 章 市立芦別病院のあり方検討委員会

(設置)

第8条 市立芦別病院事業の組織的な運営及び経営を専門的な見地から検討するため、市立芦別病院のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第9条 検討委員会は、市長の諮問に応じ病院事業の運営及び経営について専門的事項を調査審議し、これらに関し市長に答申又は意見を具申する。

(組織)

第10条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社団法人芦別市医師会から推薦された者
- (3) その他市長が指名する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条の規定は、検討委員会について準用する。この場合において、「運営委員会」とあるのは、「検討委員会」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、運営委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月16日条例第25号）～（平成28年8月4日条例第23号抄） 省略

附 則（平成31年2月7日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市立芦別病院事業運営委員会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項第1号の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の市立芦別病院事業運営委員会等条例第4条第2項第1号の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は旧条例の規定による任期の残任期間とする。

(芦別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。 省略